

寛永十四年（一六三七）十月から翌十五年二月にかけておこった島原の乱は幕府の支配体制が確立、安定するための最後の波瀾であった。この乱の原因は島原藩主松倉氏と天草を領していた唐津藩主寺沢氏の悪政にある。⁽¹⁾かつて島原は有馬晴信、天草は小西行長、ともにキリシタン大名の領地であっただけに領民たちのキリスト教信仰も根強いものがあつた。それだけに幕府の禁教政策が強化されると松倉・寺沢両藩の弾圧も激烈をきわめ、島原では転宗をせまって信者を雲仙岳の湧きたつ熱湯につけたり、手足をしばって投げこんだりした。また年貢の賦課も幕府の軍役負担に応じて過重になり、完納しえない農民には惨酷な刑が加えられた。両手を縄で縛って篋かみを着せ、これに火をつけて苦しめる「篋踊り」の刑や婦女を裸にして両足をくくり倒よさにつるして辱しめることも行われた。⁽²⁾このように島原地方の農民は信仰と年貢の両面から領主の苛酷な弾圧をうけ、とくに寛永十一年（一六三四）以来、連年凶作であつたのに年貢だけはゆるめられず、餓死者は続出する有様であつた。この乱勃発直後、佐賀藩家老多久茂辰、鍋島茂綱が江戸の藩邸にだした報告書の一節にも⁽³⁾

右の起りは、彼地二、三年耕作損毛（不作）仕り候故、未進など過分に御座候を催促稠まじしく御座候について兎角継命

三 島原の乱と諸富地方

(一) 一揆の勃発と頑強な抵抗の背景

表5 小城藩士諸富町在住者一覧（『三家家来私領外名書』による）

住 所	身分別人数	
西寺井津	船役者	16
寺井堤津	〃	18
寺井新名	〃	8
諸富津	〃	8
浮盃新津	〃	2
浮 盃	〃	1
合 計		53

蓮池藩士諸富町在住者一覧（『三家家来私領外名書』による）

住 所	身分別人数				
	歩 行	足 軽	阿 子	親 類 家 来 並 家中 被官	計
加 与 丁	1	22			23
太 田	1	8		1	10
陣 内		7			7
小 杭		2			2
為 重		1			1
石 塚		1			1
大 津		4			4
下 大 津		2			2
大 中 島		1			1
大 堂 津		1	3		4
橋 津		4			4
寺 井 津			1		1
浮 盃 津			7		7
堀 上 下		1			1
計	2	54	11	1	68

成り難く候間、一篇きりしたん宗に罷りなり
とあり、これを裏づけることができる。

有明海をへだてて横たわる天草の島々も島原と同じく山地が多く地味はやせていたにもかかわらず、領主の激しい誅求が加えられ農民たちは窮乏の底に陥ちいつていた。それに矢野左衛門、千束善右衛門、大江源右衛門、森宗意軒などの帰農していた小西遺臣の天草牢人たちが救世主として天草四郎時貞という少年が出現したことを宣伝したことが悪政にあえぐ島原・天草地方の農民たちの間にキリスト教信仰をひろめ、封建領主への抵抗に立ち上がらせたのである。(4)

こうして天草・島原の一揆は合体し同十四年十一月二十四日前後より有馬氏のかつての故城、原城に籠り、その数三万七、〇〇〇に達した。これを一〇万余の幕府軍が攻めて落すのに三カ月を要した。これは原城が

東南北ノ三方ハ海ヲ帯ビ、水岸高ク聳ヘテ恰モ屏風ヲ立タルガ如ク、西ノ一方ノミ陸ニ続クガ如シトイヘドモ峻岸高数丈ニシテ、ソノ下ニ深田・塩田ノ足入レアリ⁽⁵⁾

という要害の地であつたこともあるう。しかし、それに加えて前述したようにこの一揆は単なる農民の集団ではなく、「武器の操作に熟練した武士」たちがこれを指導していたということを度外視することがで



原城趾 (長崎県南高木郡南有馬町)

きない。『寛永十四年有馬陣之有増凡書集次第』⁽⁶⁾にも原城籠城軍の中に四〇人の壮年の牢人がいたと報じている。それに寛永十二年(一六三五)制定の『武家諸法度』⁽⁷⁾に

一江戸ならびに何国に於て縦令^{縦令}等の事ありといえども在国の輩は其所を守り下知を待つべき事

とあつて幕府の許可をうけなくては大名は藩境を越えて出兵できなかったことも考えねばならない。寛永十四年十月、一揆勃発するや、島原藩家老岡本新兵衛・多賀主水は隣接の熊本藩と佐賀藩に救援を依頼したにもかかわらず、両藩とも直ちに出兵できなかったのである。島原一揆の第一報が幕府に届いたのは十一月九日であり、それで初めて島原領主松倉勝家の帰国と細川、鍋島両藩に松倉氏への救援が依頼されたのである。

(二) 島原の乱と寺井津

島原の乱鎮庄のため派遣された幕府軍は寺井津から船出している。寛永十四年(一六三七)十二月の幕府上使板倉重昌、石谷十蔵一行の島原出陣も『勝茂公譜考補』同年十二月朔日の条に

内膳殿・十蔵殿寺井出船、岳崎(藤津郡太良町竹崎)ニ避風、当日ハ逗留アル

とある。また翌十五年正月の新上使松平信綱・戸田氏鉄の島原派遣についても同書同年正月四日の条に

新上使松平伊豆守信綱、戸田左門氏鉄嶋原へ下着セラレ(中略)、元日ノ夜ハ肥前轟木(鳥栖市轟木町)ニ止宿セラレ、二日ニ寺井ヨリ出陣アリテ、今日(四日)島原へ着陣ナリ

とある。さらに佐賀藩主鍋島勝茂の原城攻圍軍参加についても、同書同年正月二十八日の条に

勝茂公御下国、佐嘉へ御立寄りナク直ニ寺井ヨリ御乗船、明二十九日島原へ御渡海アルとある。

このように寺井津が島原の乱において軍事基地として利用されたのは佐賀より島原戦線に赴くには陸路をとるよりも寺井津より海路をとって同地上陸する方が時間もずっと短縮できるし、軍隊や兵器、弾薬、食糧の輸送に便利だったからであろう。これは寛永十四年十一月二十七日、佐賀藩家老多久茂辰、鍋島茂綱が板倉重昌、石谷貞清の幕府上使に提出した口上書の一節に⁽⁸⁾

諫早まで陸御越すにおいては二日半程にて御座候、城下二里程御座候、寺井津より御船に召させられ候へば二塩(一塩は半日)に諫早へ御着成さる儀に候、次に神代(長崎県南高来郡国見町神代)の儀は申すに及ばず諫早分際せばき所に御座候、殊に手前人数どもはや相越し召し置き候条、ねがわくば寺井にて萬仰せ聞けられ、いずれも申し合候様に仕り度く存じ候事

とあることによつて明らかである。なお、前記の佐賀藩両家老が原城攻略戦に際し細川藩の軍監となつた松平行隆に提出した同日付の手頭覚⁽⁹⁾には

寺井より諫早の様(様は……への意)に御越し成さるべく候哉、直ちに嶋原城に御越し成さるべく候哉、何の道にも御案



島原の乱における佐賀藩出陣地
(寺井津の御蔵浜)

内の儀申しつくべしと存じ候条、仰せ聞けらるべく候

とある。当時、佐賀藩留守家老としては幕府要人が島原に赴くのに寺井より乗船して諫早に上陸するのか神代に乗陸するのか判明せず気づかっている。いずれにせよ、佐賀藩當局は幕府軍に寺井津より乗船して海路、島原戦線に赴くことをすすめている。板倉・石谷の上使、松平・戸田の新上使もこの意見をいれて寺井より出陣したと思われる。寺井橋に近い神明江湖の「御蔵浜」は島原の乱における幕府軍の乗船地点に指定されている。当時の寺井津一带は軍隊の集結、乗船、武器、兵糧の積みこみで軍事基地として活況を呈していたに違いない。

(三) 乱後の島原の復興と諸富よりの移民

寛永十五年(一六三八)二月二十八日、幕府軍の総攻撃をうけて原城は陥落した。乱の当事者、島原藩主松倉勝家は領地を没収されて斬首、唐津藩主寺沢堅高も天草領四万石を土地された。なお、幕府はキリスト教の根絶をはかるとともに乱の舞台となった島原・天草地方の復興につとめた。島原地方のごときは人口四万七、〇〇〇人のうち二万三、〇〇〇人を失い、とくに一揆に参加した南目^{みなめ}——島原半島南部——の農地の荒廃は目にあまるものがあつた。松倉氏領地没収後、新しく島原藩主になった高力忠房^{こうりきたかふさ}が同十六年二月十日付の熊本藩主細川忠房にあてた書状の一節にも⁽¹⁰⁾

仰せ下さる如く、百姓の儀、式万式千石分ハ亡所ニテ御座候、百姓など中々存じ様に御座なく候、迷惑の段御推量成され下さるべく候、

とある。そこで幕府は一年間は「作り取り」、すなわち年貢を免除して全国諸藩に二、三男や無高百姓をできるだけ多く島原に移住させた。その結果、肥後（熊本県）から頭百姓五〇人、男女一八四人、薩摩（鹿児島県）から三〇戸、一四八人、佐賀から三〇戸、四国の小豆島（香川県小豆郡）から三〇戸来住した。¹¹¹
寛永十九年（一六四二）九月、佐賀より移住してきた三〇戸のうち六戸は折木名（長崎県北有馬町折木名）に移住した。この折木名の移民について『折木名開発由緒書』¹¹²は次のように記している。

折木名開発の人数

一、山神造立、寛永廿壹年甲申八月十一日

守護人高力撰津守様御代

右願主生国肥前佐賀川副之庄太田村住人田中金右衛門尉、同国

同村宮田利兵衛尉、同国同村内川清右衛門尉、同国同村内川兵左

衛門尉、同国同村北村与右衛門尉

生国肥前佐賀郡川副之庄山津村住人福嶋八郎左衛門尉、¹¹³六竈

は寛永拾九歳¹¹⁴壬午九月、肥前国佐賀より三〇竈差し分け移り候、但し公儀より仰せつけられ候、

鍋嶋信濃守御代の時罷り移り候おわんぬ、同願主嶋原住人萩原松田作兵衛尉、同性同村池田伝兵衛尉、生国肥前

国大村屋きわう住人山口長三郎

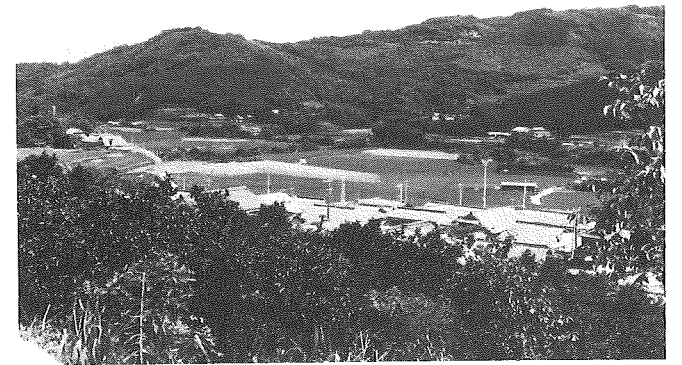
右の意趣は人民子孫繁昌、息災延命、二世安楽のため勸請奉りおわんぬ、時に寛永廿壹歳¹¹⁵甲申八月十一日、敬白

（中略）

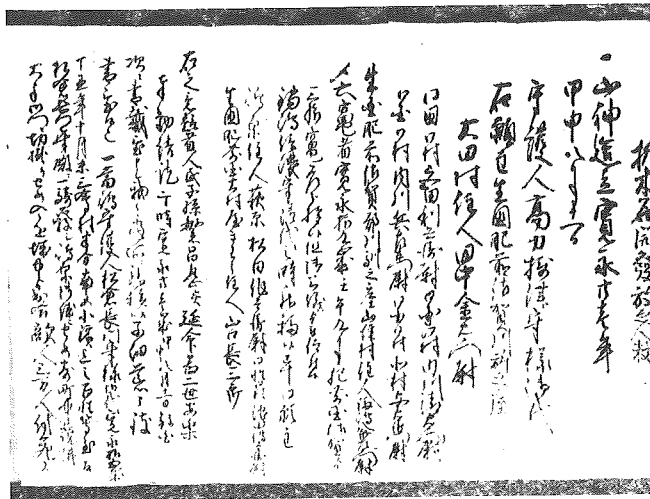
この由緒書は乱後、佐賀藩領から折木名に移り住んだ「御公儀百姓」が移住二年後に山神（おそらく藤津郡塩田町五町田谷所鎮座の八天神社の祭神）を勧請したときのものである。これによつてこの年に移住した六戸の移民のうち田中金右衛門尉、宮田利兵衛尉、内川清右衛門尉、内川兵右衛門尉、北村与右衛門尉らの戸主のひきいる五世帯は「川副庄内太田村」とあるので諸富町出身者であることがわかる。ほか一戸は「川副庄内山津村住人」とあるので佐賀市北川副町山津出身である。なお、ほかに島原領や大村領のものも混住している。同書にはさらに

鍋嶋信濃守様（鍋島勝茂）より天草・嶋原両所に六拾竈差

し移られ候、其時、嶋原領三拾かまど移り候、其内廿四かまどは道崎村に移り、六かまど折木名に差し移られ候、寛永十九歳の秋の暮より麦作開発致し候、其刻は田島耕作帳・名寄帳なども高力撰津守様の御代には御公儀百姓と仰せられ、帳面も別帳に成され候、方々より走り百姓は方々百姓と成され候、帳面二本づつに村々成され候事実正也、



折木名（長崎県北有馬町）の遠望



折木名開発由緒書（藤津郡塩田町谷所、八天神社所蔵文書）

とある。佐賀領の移民の中に折木名のほかに南方の海岸ぞいの道崎村どうまき（長崎県南高来郡有家町道崎）に来住した
ものもいたが、これが諸富町出身であったかどうかは不明である。いずれにせよ、これら佐賀領の移民が幕府公
認の「御公儀百姓」として一般の移民、「方々百姓」とは区別されたのである。

しかし、この「作り取り」の恩典に引かれて幕府や藩の許可をえずに來住する「方々百姓」ないし、「走り百姓」
のなかには佐賀領からのものも多数見うけられた。また太田村（諸富町太田）からもこれを計画したものがでて
いる。これを証するものとして寛永十九、二十年ころのものと思われる、次のような多久茂辰あて鍋島勝茂の書
状の一節をあげよう。¹¹³

領中百姓餘多嶋原へ走り候様子申し越しその意を得候、それに就いて、其方（多久茂辰）・若狭（鍋島茂綱）・豊前
（諫早茂敬）三人より土山三兵衛使者として右走り者乞い候処、摂州（高力忠房）家老三浦土左衛門尉よりの返事な
らびに口上の書き立て相越し、是又被見せしめ候、然れば向後分の儀申し越し、その意を得、もつとも心遣いに候、
しかしながら嶋原へ走り候者の儀は摂州より御年寄中へその意を得候様子と相見え候間、とても差し返さるまじきと
存じ候、後日のために候条、右土左衛門尉よりの返書ならびに書き立て今度差し返し候間、其方手前に召し置き然る
べく候、先書にも申し遣し候、ごとく百姓共へ借銀等申しつけ候、その上にも迷惑におよび候者には飯米など取らせ先
様（將來）走り候わぬ様に心遣い申さる儀もつとも候、（中略）

旧冬、川副太田村百姓三拾人嶋原へ内通候て走り候わんと仕り候処、其段庄屋より申し出で候について、頭人兩人に
縄をかけ候えば相残る百姓ども一家に集り籠居候条、すなわち相宥め頭人親子兩人又被官兩人成敗申しつけ、余の者
には構いなく召し置き候由その意を得、もつとに存じ候、それについて諸郡少々走り申すべしと相見え候在所も無事
に成り候由然るべき儀候（後略）

とある。これによって次のようなことがわかる。

(1) 島原の乱後、佐賀領より島原領へ多数の走り百姓がでたので、佐賀藩より島原藩へ返してくれと交渉した
が島原藩では幕府老中からの認可を楯にこれに応ずるとは思われない。それで佐賀藩としては貧窮の農民に
は金子を供したり飯米を支給したりして島原領に逃げないよう防止している。



島原の戦での佐賀軍指揮官、小城
初代藩主鍋島元茂が戦勝を感謝
して寛永17年(1640)2月大堂神
社に献じたといわれる鳥居の銘

ていることがわかる。

(2) 川副太田村（諸富町太田）の百姓三〇人が前に島原領に移住した同村出身の五世帯の「公儀百姓」の縁故

で島原領に無届で移住しようとしてい
る
と庄屋からの届けがあったが、指導者四
名を処罰し、他のものは無罪にするなど
の寛容な処置をとっている。

とにかく、「走り百姓」にせよ、一たび、島
原領に移住してしまったものは中々島原藩が
かえしてくれないので藩としては「走り百姓」
防止に色々と頭を悩ましていろいろ方策をとつ

注 (1) 辻達也「江戸開府」中央公論社『日本の歴史』第十三巻

(2) 平戸商館長ニコラスクーケバツケル書翰（『長崎県史』資料篇第三）

- (3) 『勝茂公譜考補』第五卷
 (4) 海老沢有道『天草四郎』
 (5) 『耶蘇天誅記』
 (6) 『神代鍋島家文書』
 (7) 『徳川禁令考』前集第一
 (8) 『犬塚家文書』(『佐賀県史料集成』第二〇巻所収)
 (9) 右同書
 (10) 『熊本県史料』近世篇(一)所収
 (11) 森山恒雄『島原藩』(『物語藩史』第十二巻所収)
 (12) 『八天神社文書』(『佐賀県史料集成』第十七巻所収)
 なお、折木名の現地には現在の諸富町太田よりの移民の戸主の一人宮田利兵衛尉の子孫が居を構えた屋敷址(現在、ミカン園に変貌)や宮田家歴代の墓碑があるし、大正五年(一九一六)に建てられた小山神社の社殿の前には折木名開発由来を刻んだ記念碑もある。宮田金右衛門尉の子孫は長崎県南高来郡加津佐町乙七三〇居住の宮田静代で、『島原寛永復興と宮田氏由緒書』という文書一巻を所蔵している。ほほ『八天神社文書』の『折木名開発由緒書』と同じ内容である。なお、同由緒書は林銑吉『島原半島史』中巻にも収められている。
- (13) 『多久家文書』(『佐賀県史料集成』第九巻所収)

四 地方行政機構

(一) 郡代と代官

佐賀藩は三支藩をはじめ親類・親類同格・家老などの大配分主に自治権を認めていたが、一方では郡単位に郡代を設置し、配分地のみならず、蔵入地の政治にも関与させた。⁽¹⁾

郡代は明暦元年(一六五五)には佐嘉、小城、藤津東、藤津西、神埼、諫早、神代、⁽²⁾深堀、三根養父の九つに分れていたが、⁽³⁾元禄五年(一六九二)には佐嘉、小城、藤津東、藤津西、神埼、高木、杵島・松浦・彼杵、三根・養父の八つになった。⁽⁴⁾元和七年(一六三〇)、鍋島勝茂は「掟」をだして郡代の職掌を明確にした。⁽⁴⁾それは郡郷法令違反者の摘発、大散使の給米や庄屋の点役免除、統一的枘の使用、塩土井・水土井の保全、代官や給人(知し他領奉公の禁止、郷内夫料規定の遵守など多岐にわたるものである。元禄五年の『郡方手頭』になると、ほかに宗門改の徹底、公儀宿継(幕府御用の宿駅事務)の円滑化、博奕や賭け勝負の取締り、火の用心、礼儀の励行、大庄屋・庄屋・百姓の帯刀規定の厳守、旅人宿泊規定の徹底、他領商人の取締りなどが追加され、宝永六年(一七〇九)八月の『御印帳手頭』になると、さらに捨馬の取締り、生類憐み令の励行、喧嘩口論の禁止、密懐および